

総務委員会 情報連絡

令和4年1月18日

情報連絡事項	頁
1 あだち子どもの未来応援基金審査会規則の一部改正について	2
2 シティプロモーションアワード金賞受賞について	6

【参考】《エリアデザイン調査特別委員会 報告事項》

※資料は、エリアデザイン調査特別委員会（政策経営部）の報告資料にあり

- 1 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 2 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（北綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 3 花畑エリアデザインの取組み状況について
- 4 江北エリアデザインの取組み状況について
- 5 六町エリアデザインの取組み状況について
- 6 竹の塚エリアデザインの取組み状況について
- 7 西新井・梅島エリアデザインの取組み状況について

（ 政策経営部 ）

総務委員会情報連絡

令和4年1月18日

件名	あだち子どもの未来応援基金審査会規則の一部改正について
所管部課名	政策経営部 あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内容	<p>あだち子どもの未来応援基金条例の改正に伴い、基金を活用した取組の対象者を明確にするため、関連する規則を改正した。</p> <p>1 改正内容</p> <p>改正前 第2条 条例第8条に規定する区長の諮問は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 子どもの健やかな成長を支援する活動に関すること (2) 食の支援活動への助成に関すること</p> <p>改正後 第2条 条例第8条に規定する区長の諮問は、次に掲げる困難な状況にある子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てるよう、当該子どもたちの健やかな成長を支援するための取組について行うものとする。 (1) <u>食の確保に資する取組</u> (2) <u>児童養護施設等退所者の支援に関する取組</u> (3) <u>多種多様な経験及び体験の機会提供に関する取組</u> (4) <u>学習支援や居場所の充実に資する取組</u> (5) <u>就職に向けた準備など就労支援に関する取組</u> (6) <u>前各号に定めるもののほか、区長が条例第1条に定める目的を達成するために必要と認める取組</u></p> <p>2 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問題点 今後の方針	「あだち子どもの未来応援基金」を活用した取組を実施する際は、審査会の審議のうえ実施する。

改正前	改正後
<p>○あだち子どもの未来応援基金審査会規則 令和3年3月31日規則第36号 あだち子どもの未来応援基金審査会規則を公布する。 あだち子どもの未来応援基金審査会規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、あだち子どもの未来応援基金条例(令和3年足立区条例第4号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、あだち子どもの未来応援基金審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 条例第8条に規定する区長の諮問は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p><u>(1) 子どもの健やかな成長を支援する活動に関すること</u> <u>(2) 食の支援活動への助成に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 条例第9条に規定する委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 子どもの健やかな成長を支援する活動及び食の支援に係わる専門知識を有する者 2名以内</p>	<p>○あだち子どもの未来応援基金審査会規則 令和3年3月31日規則第36号 あだち子どもの未来応援基金審査会規則を公布する。 あだち子どもの未来応援基金審査会規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、あだち子どもの未来応援基金条例(令和3年足立区条例第4号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、あだち子どもの未来応援基金審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 条例第8条に規定する区長の諮問は、<u>次に掲げる困難な状況にある子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てるよう、当該子どもたちの健やかな成長を支援するための取組</u>について行うものとする。</p> <p><u>(1) 食の確保に資する取組</u> <u>(2) 児童養護施設等退所者の支援に関する取組</u> <u>(3) 多種多様な経験及び体験の機会提供に関する取組</u> <u>(4) 学習支援や居場所の充実に資する取組</u> <u>(5) 就職に向けた準備など就労支援に関する取組</u> <u>(6) 前各号に定めるもののほか、区長が条例第1条に定める目的を達成するために必要と認める取組</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 条例第9条に規定する委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 子どもの健やかな成長を支援する活動及び食の支援に係わる専門知識を有する者 2名以内</p>

改正前	改正後
<p>(2) 企業経営等に係わる専門知識を有する者 2名以内</p> <p>(3) 足立区民生・児童委員又はその経験者 2名以内</p> <p>(4) 足立区職員 2名以内</p> <p>(会長及び副会長)</p>	<p>(2) 企業経営等に係わる専門知識を有する者 2名以内</p> <p>(3) 足立区民生・児童委員又はその経験者 2名以内</p> <p>(4) 足立区職員 2名以内</p> <p>(会長及び副会長)</p>
<p>第4条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は、前条第1号の委員の中から委員の互選によって定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p>第4条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は、前条第1号の委員の中から委員の互選によって定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>
<p>第5条 審査会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する委員は、その議事に加わることができない。</p> <p>(1) 審査の対象となる団体に所属している場合</p> <p>(2) 審査の対象となる団体と利害関係にある場合</p> <p>(3) 前2号に定める場合のほか、会長が議事の公正を害するおそれがあると認めた場合</p> <p>5 災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により会議の開催が困難であると認められる場合には、電気通信回線により映像及び音声を送受信する方法により会議を開催し、又は全ての委員に対し、書面若しくはこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議の議事について意見を求めることをもって会議の開催に代えることができる。この場合における会議の開催の方法等については、別に定める。</p> <p>(委員以外の者の出席等)</p>	<p>第5条 審査会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する委員は、その議事に加わることができない。</p> <p>(1) 審査の対象となる団体に所属している場合</p> <p>(2) 審査の対象となる団体と利害関係にある場合</p> <p>(3) 前2号に定める場合のほか、会長が議事の公正を害するおそれがあると認めた場合</p> <p>5 災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により会議の開催が困難であると認められる場合には、電気通信回線により映像及び音声を送受信する方法により会議を開催し、又は全ての委員に対し、書面若しくはこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議の議事について意見を求めることをもって会議の開催に代えることができる。この場合における会議の開催の方法等については、別に定める。</p> <p>(委員以外の者の出席等)</p>

改正前	改正後
<p>第6条 会長は、審議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>第6条 会長は、審議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(会議の非公開)</p>	<p>(会議の非公開)</p>
<p>第7条 審査会は、非公開とする。</p>	<p>第7条 審査会は、非公開とする。</p>
<p>(会議録)</p>	<p>(会議録)</p>
<p>第8条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。</p>	<p>第8条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。</p>
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第9条 審査会の庶務は、政策経営部あだち未来支援室長付子どもの貧困対策・若年者支援課において処理する。</p>	<p>第9条 審査会の庶務は、政策経営部あだち未来支援室長付子どもの貧困対策・若年者支援課において処理する。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>
	<p><u>付 則</u> この規則は、公布の日から施行する。</p>

総務委員会情報連絡

令和4年1月18日

件名	シティプロモーションアワード金賞受賞について
所管部課名	政策経営部 広報室 シティプロモーション課
内容	<p>全国の地方自治体による的確なシティプロモーションを評価・顕彰する、全国初の「シティプロモーションアワード」において、金賞を受賞したので報告する。</p> <p>1 シティプロモーションアワードについて シティプロモーションを専門とする東海大学文化社会学部教授河井孝仁氏が委員長を務め、情報メディアや自治体政策に携わる専門家などで構成された委員会の審査により決定（後援：一般社団法人日本経営協会）。</p> <p>2 足立区の主な選評について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、次に区民、そして区外と順序立てて戦略を立てており、インナープロモーションを約10年かけ徹底し、着実な成果に結びついている ・ 区のマイナスイメージをしっかりと受け止めることで、改善の方向性と進捗を明らかにしている ・ 区世論調査を行い、各課が指標を立て活動し成果を出している。また、重要施策について庁内評価委員会と区民評価委員会の評価を経て業務に反映している <p>※ 各自治体の選評及び講評は、「シティプロモーションアワード」ホームページで公開</p> <p>3 授賞団体について 参加35自治体、金賞受賞13</p>
問題点 今後の方針	<p>今後も広報物や事業のブラッシュアップを図りながら、区民に「伝わる」インナープロモーションを進めるとともに、区外からの評価を高めるため、区外への情報発信に向けたメディア戦略を構築し、マイナスイメージからプラスイメージへの転換を図る。</p>